

## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで

| 区分      | 医療費負担割合 |
|---------|---------|
| 現役並み所得者 | 3割      |
| 一般所得者等※ | 1割      |

2022年10月1日から

| 区分         | 医療費負担割合 |
|------------|---------|
| 現役並み所得者    | 3割      |
| 一定以上所得のある方 | 2割      |
| 一般所得者等※    | 1割      |

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

## 見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



### 窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

#### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

|                |         |
|----------------|---------|
| 窓口負担割合 1割のとき ① | 5,000円  |
| 窓口負担割合 2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②－①)    | 5,000円  |
| 窓口負担増の上限 ④     | 3,000円  |
| 払い戻し等 (③－④)    | 2,000円  |

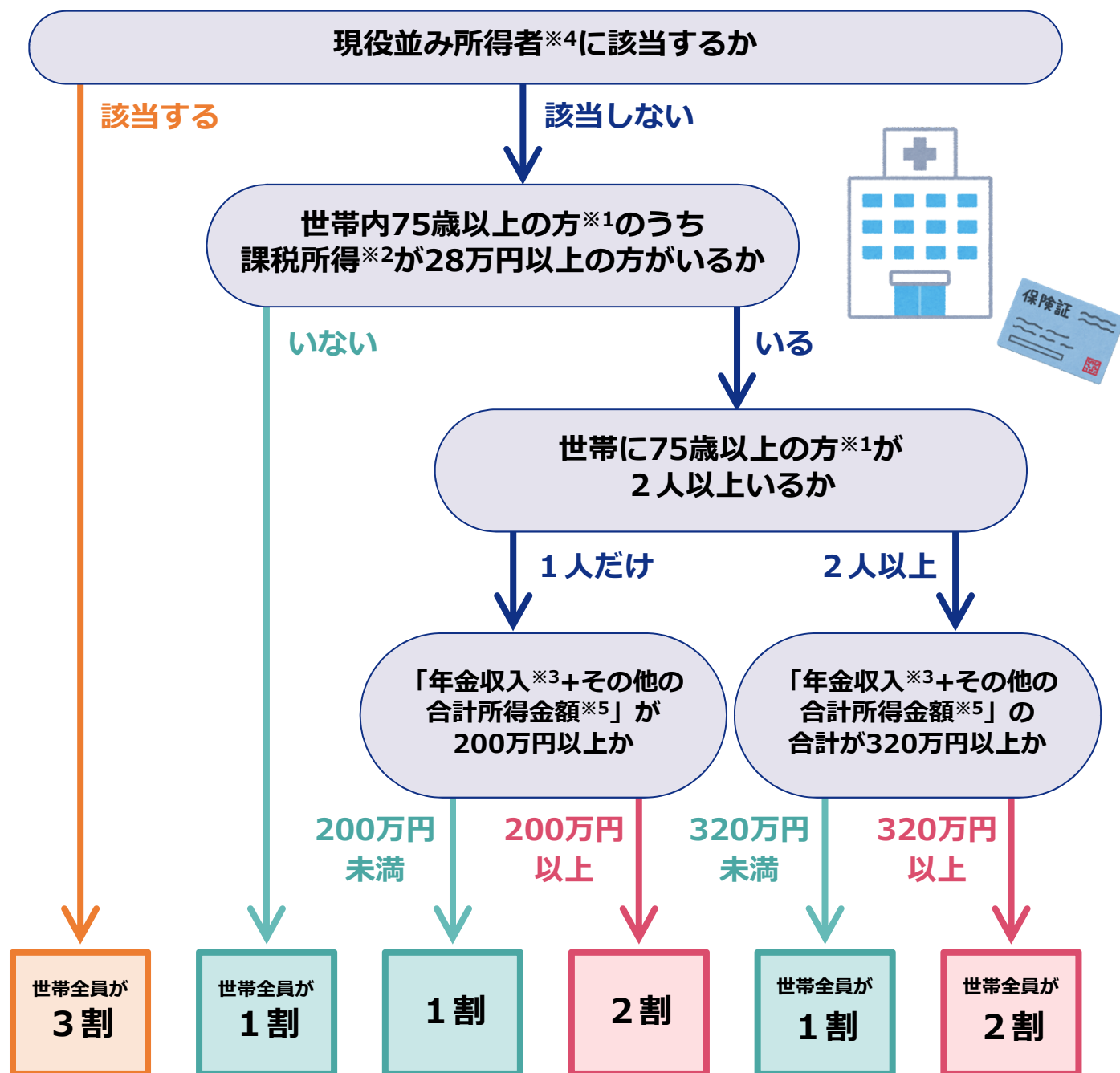
#### 配慮措置

1か月 5,000円の負担増を  
3,000円までに抑えます。



## 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※<sup>1</sup>の課税所得※<sup>2</sup>や年金収入※<sup>3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021年中の所得をもとに判定します。)

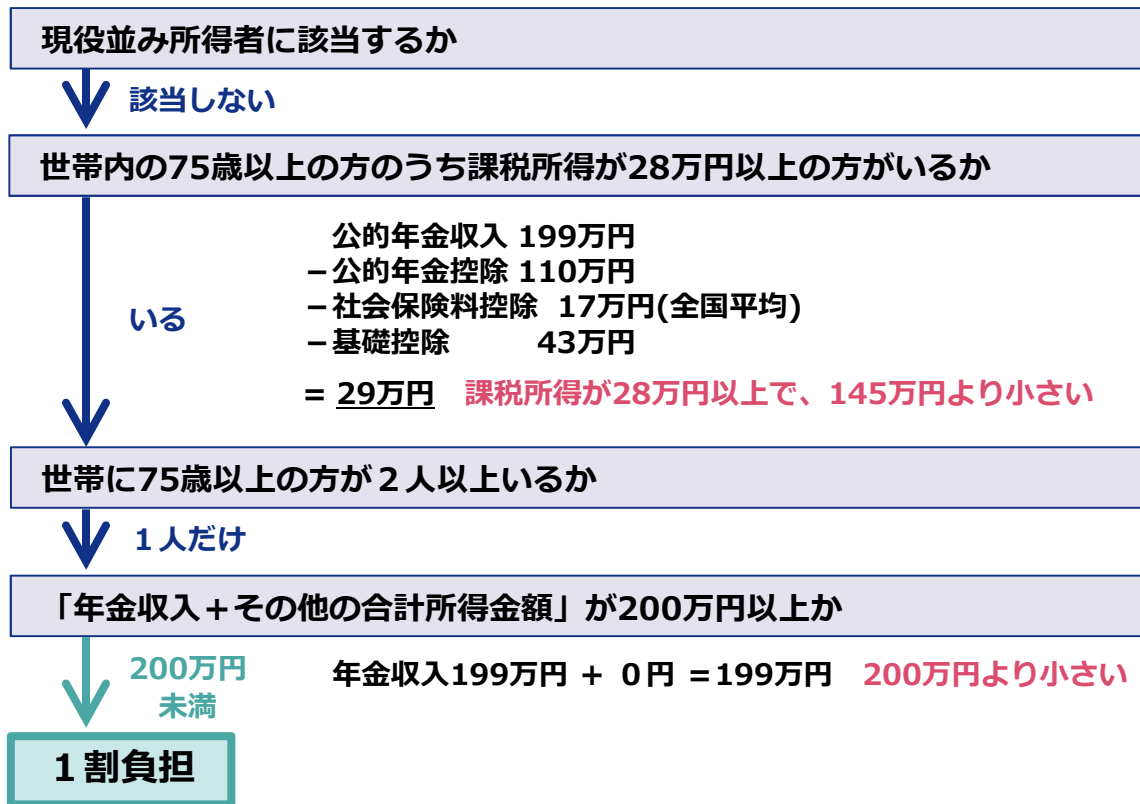


- ※<sup>1</sup> 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※<sup>2</sup> 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※<sup>3</sup> 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※<sup>4</sup> 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
- ※<sup>5</sup> 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 窓口負担割合 2 割のモデルケース

課税所得や年金収入の計算方法と判定方法を例示しました。

例 1 : 75歳以上の方が 1 人の世帯で、公的年金収入199万円のみ、  
社会保険料控除17万円の場合



例 2 : 75歳以上の方が 2 人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除21万円、  
配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円の場合

